

## 第106号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表自動車税の項中「証紙徴収」の次に「又は第49条の2の規定による徴収」を加える。

第16条第1項及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第19条第1項中「第72条の23第1項ただし書」を「第72条の23第2項」に改め、同条第2項中「又は保険業」を「、保険業又は貿易保険業」に改める。

第37条第2項中「法第122条第1項又は法第123条の規定により自動車取得税額を納付する場合において、知事が必要と認めるときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申告書の提出を行う場合

(2) その他知事が必要と認める場合

第37条に次の1項を加える。

3 知事は、前項に該当する場合には、第1項の規定による申告書又は修正申告書に納税済印を押印しなければならない。

第49条の見出し中「証紙徴収」を「徴収」に改め、同条中「次条」を「第50条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第49条の2 自動車税の納税者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項第1号の規定による申告書の提出を行う場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を地方税法施行規則第9条に規定する方法により徴収するものとする。

第50条第1項第1号中「（昭和26年法律第185号）」を削る。

附則第13項中「（同法第145条において準用する場合を含む。）」を「又は第144条の4第1項若しくは第2項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第16条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項並びに附則第13項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （自動車取得税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第37条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

##### （自動車税に関する経過措置）

- 3 新条例第49条の2の規定は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税について適用し、施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

##### （島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島根県県税条例第4条第1項の表の改正規定中

「		証紙徴収による場合は、島根運輸支局の所在地	」
を			
「		証紙徴収又は第49条の2の規定による徴収による場合は、島根運輸支局の所在地	」

に改める。

第2条のうち島根県県税条例第45条の次に3条を加える改正規定のうち第45条の3第2項中「法第160条第1項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合において、知事が必要と認めるときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申告書の提出を行う場合
- (2) その他知事が必要と認める場合

第2条のうち島根県県税条例第45条の次に3条を加える改正規定のうち第45条の3に次の1項を加える。

- 3 知事は、前項に該当する場合には、第1項の規定による申告書又は修正申告書に納税済印を押印しなければならない。

第2条のうち島根県県税条例第49条の改正規定の次に次のように加える。

第49条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第9条」を「第9条の16」に改める。